

資料

## 群馬県内におけるツキノワグマの捕獲状況と課題

坂庭浩之<sup>1</sup>・長尾由美<sup>1</sup>・姉崎智子<sup>2</sup>

<sup>1</sup>群馬県環境・森林局自然環境課：群馬県前橋市大手町1-1-1

E-mail : sakaniwa-hi@pref.gunma.jp

<sup>2</sup>群馬県立自然史博物館：群馬県富岡市上黒岩1674-1

E-mail : anezaki@gmnh.pref.gunma.jp

**要旨：**平成18年度，群馬県においてはツキノワグマの有害捕獲頭数が著しく増加した．その増加の状況と，増加に伴い発生した事故や事象について整理を行い，今後の保護管理を進める上での課題を示す．

キーワード：ツキノワグマ，群馬県，有害捕獲

### Current status and problems of Asiatic black bear (*Ursus thibetanus*) management in Gunma Prefecture (2006)

SAKANIWA Hiroyuki<sup>1</sup>, NAGAO Yumi<sup>1</sup> and ANEZAKI Tomoko<sup>2</sup>

<sup>1</sup>*Bureau of Forestry and Environmental Affairs Natural Environment Division*

*1-1-1 Ohtemachi, Maebashi City, Gunma Prefecture*

<sup>2</sup>*Gunma Museum of Natural History*

*1674-1 Kamikuroiwa, Tomioka City, Gunma Prefecture*

*E-mail: anezaki@gmnh.pref.gunma.jp*

Key Words : *Ursus thibetanus*, Gunma Prefecture, number of nuisance bears culling

### はじめに

ツキノワグマ *Ursus thibetanus* (以下：「クマ」とする) は，ヒマラヤ南麓から東南アジア北部，中国東北部，台湾，海南島に分布し，国内では本州以南に生息する森林性哺乳類で最大の種である．西日本を中心に生息地の分断・孤立化が進んでおり，紀伊半島，東中国地域，西中国地域，四国山地，九州地方，下北半島の6地域の個体群が，現在絶滅の恐れのある地域個体群とされ，九州地方では絶滅している可能性が高いとされている(改訂・日本の絶滅のおそれのある野生生物，環境省編，2002)．ワシントン条約の附属書Iにも掲載され，国際的にはその取引が規制されるとともに，「絶滅のおそれのある野生動物の種の保存に関する法律」では国際希少野生動物

物種に指定され，譲渡等が規制されている．

一方で，各地でクマによる人身被害や農林水産業への被害が生じていることから，「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づく有害鳥獣捕獲(以下「有害捕獲」という)が行われている(図1)．

このような状況から，クマについては適正な保護管理が求められており，本県では平成12年度に「群馬県ツキノワグマ保護管理計画(任意)」(群馬県環境・森林局自然環境課，2000；以下：「任意計画」とする)を策定しクマの個体群維持を進めてきた．しかしながら，本年度の大量出沒と，捕獲上限95頭をはるかに上回る有害捕獲により，その生息頭数の著しい減少が懸念される．本論では，クマの大量出沒と捕獲の著しい増加について現状を整理し，今後の保護管理計画を策定する上での課題を示



図1 有害捕獲されたクマ

したい。

### 群馬県内におけるクマの生息状況

群馬県では、平成8年度から10年度にかけてクマの生息状況等について調査を行っている。生息分布を把握するため狩猟者への聞き取り調査、捕獲状況調査、農林業被害調査を実施した。また、生息密度調査として生息痕跡調査、定点観測調査を実施した。さらに狩猟や有害捕獲された個体について年齢査定、食性分析等の捕獲個体分析調査を実施した。その結果、群馬県に生息するクマは2つの地域個

体群に属することが明らかとなった(図2)。1つは、福島県、新潟県、栃木県、長野県にまたがる越後・三国地域個体群であり、もう1つは、埼玉県、東京都、神奈川県、長野県、山梨県にまたがる関東山地個体群である。両個体群を合わせて、生息数を500頭から700頭と推定した。このことから、推定生息数の中心値である600頭を、保護管理計画上の捕獲上限頭数の計算根拠とした(自然環境研究センター, 1999)。

### クマの捕獲状況

クマの捕獲数は、有害捕獲と狩猟期間中(11月15日～2月15日)の狩猟捕獲に分けて統計処理されている。有害捕獲数をみると、群馬県内での平成8年度から平成17年度にかけての捕獲数は、34頭から124頭と幅があり、年度により変動が非常に大きくなっている(図4)。特に平成18年度では、332頭と統計史上最も多い捕獲数となっており、また、市街地やこれまでに報告のない市町村での捕獲もみられた。なお、平成8年度から平成17年度の狩猟数は33頭から84頭であった(図5)。

全国統計においては、平成16年度(2004)に2,221頭が有害捕獲されており、大正12(1923)年の狩猟統計はじまって以来、最も多い捕獲数となっていた(図6)。地域的に著しい増加を示したのは、北陸地方と中国地方である(ツキノワグマの大量出没に関する調査報告書, 環境省,

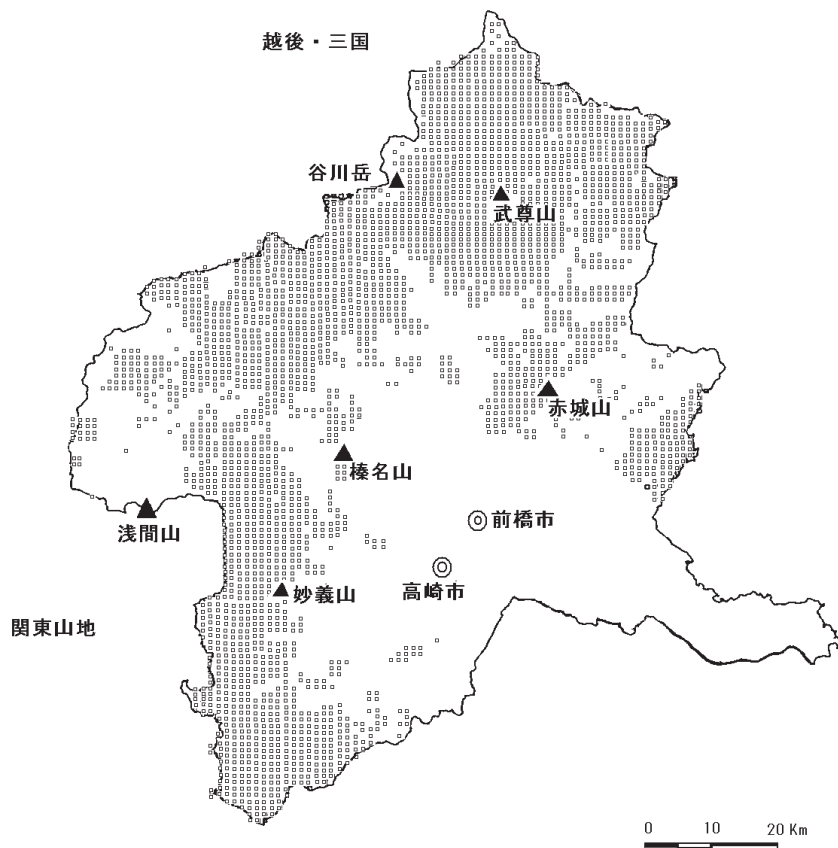


図2 群馬県におけるツキノワグマの分布範囲

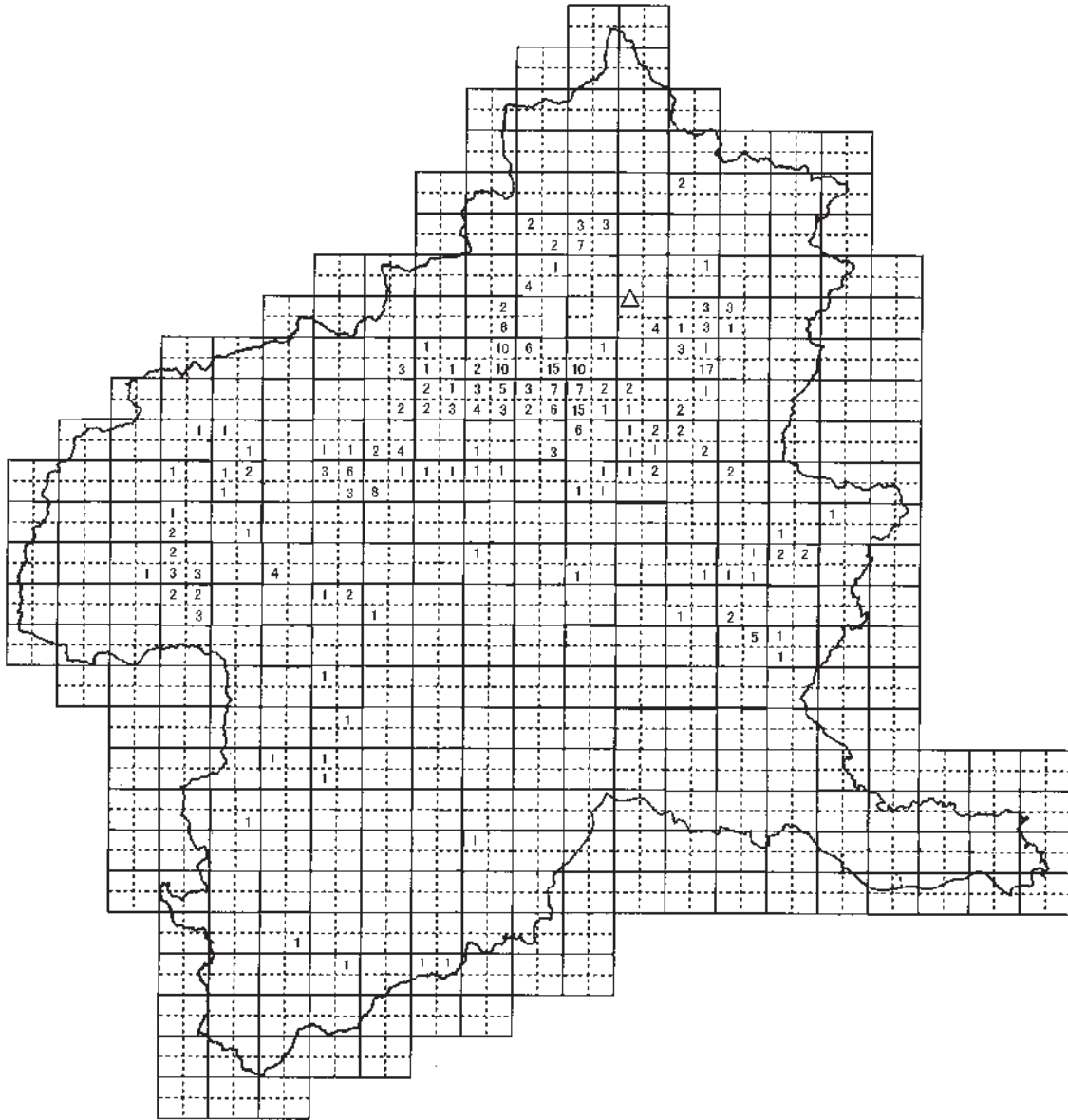


図3 ツキノワグマ捕獲地点メッシュ

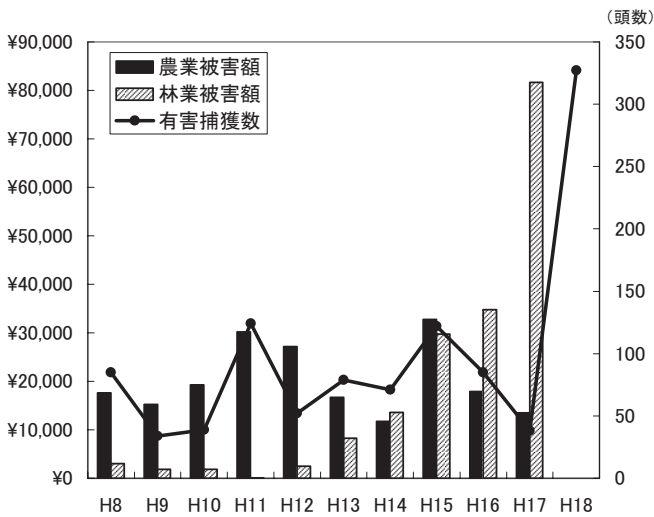


図4 農業・林業被害金額と有害捕獲数の推移

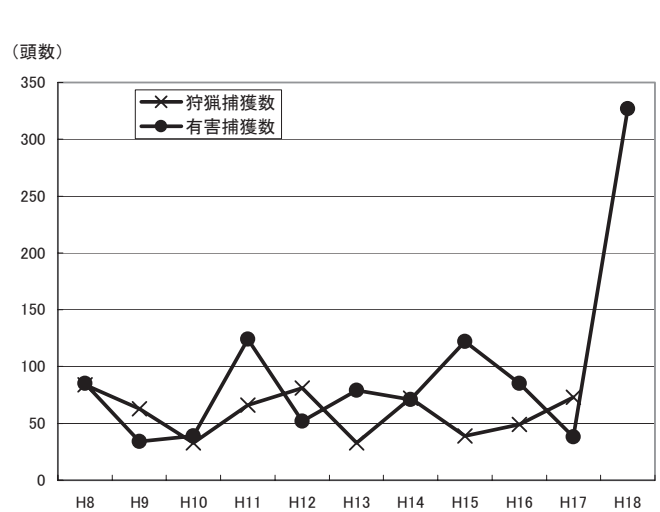


図5 有害捕獲数と狩猟捕獲数の推移

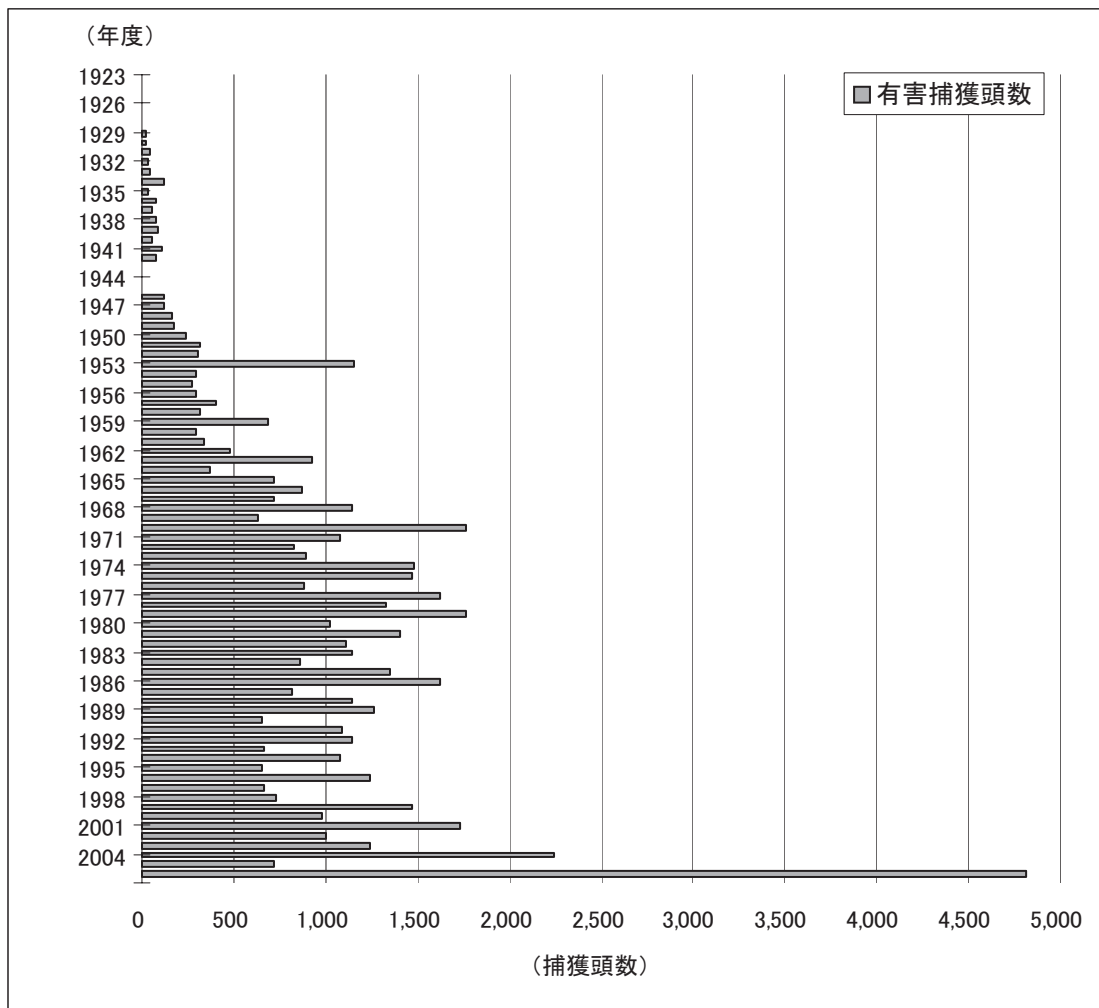


図6 ツキノワグマ捕獲頭数の全国統計 (1923~2006)

表1 越後・三国地域個体群が生息する地域の捕獲頭数

都道府県	H16	H17	H18(1月末)
福島県	132	57	437
新潟県	184	96	503
栃木県	17	15	92
群馬県	85	36	332
長野県	159	119	697

2005)。しかし、群馬県ではこの年度において有害捕獲数に増加はみられず、むしろ平成15年度に比べて減少している(図4)。

平成18年度は、全国でのツキノワグマの有害捕獲数は1月末現在で4,813頭(環境省発表)と、平成16年度の捕獲数の2倍を超える数となっており、全国的に著しい増加を示した(図6)。群馬県でも、先述したとおり、有害捕獲数は332頭であり、過去10年間のうち比較的捕獲数の多かった平成11年度の124頭、平成15年度の122頭と比べても、著しく多かったことがうかがえる(図4)。捕獲地域は、武尊山を中心とした沼田市、みなかみ町に集中している(図3)。これは、先に示した越後・三国地域個体群に属する地域であり(図2)、同地域個体群が分布する

新潟県、福島県、栃木県においても、平成18年度の捕獲数は平成16年度及び平成17年度のいずれの年度に対しても著しい増加となっていた(表1)。

### 被害発生状況

クマによる人身被害は、平成13年から17年の5年間で見ると、年間1から2件の報告があった。その発生時期は4月から5月が多く、山菜採り中に事故にあっている場合が多かった(表2)。しかし、7月、8月の事故も報告されている。

平成18年度は、8月2件、9月3件、10月2件の合計7件の人身被害の報告があり、有害捕獲数と同様に、これまでで最も多い。いずれも、夏以降に発生しているのが特徴である(表2)。なかでも、10月16日に発生した人身事故は、沼田市のリンゴ園において園主がクマに背後から襲われたケースであり、従来から言われてきたクマの行動からは考え難い事例である。果樹をはじめとする農業被害も増加傾向にあり、特定地域における被害額がそれまでの数倍に増加する傾向もみとめられた。さらに、牧場で飼育されている綿羊や山羊が襲われ、近隣で捕獲

表2 群馬県における人身事故の発生状況

年度	月日	場所	概要
H11	不明	嬭恋村	林内作業
H12	8月12日	中之条町	散歩, 軽傷
	11月29日	中之条町	狩猟, 重傷
H13	5月22日	片品村	有害鳥獣捕獲, 重傷
	8月12日	勢多東村	溪流釣り, 重傷
H14	4月30日	嬭恋村	山菜採り, 重傷
H15	4月30日	六合村	山菜採り, 重軽傷(2名)
H16	7月21日	桐生市	腐葉土採取, 重傷
H17	5月4日	月夜野町	山菜採り, 軽傷
H18	8月5日	みなかみ町	散歩中, 軽傷
	8月25日	中之条町	ほ場で草刈り中, 重傷
	9月7日	六合村	マタビ採りの帰り, 軽傷
	9月17日	嬭恋村	溪流釣り中, 軽傷
	9月30日	川場村	キノコ採り中, 重傷
	10月16日	沼田市	山林を巡回中
	10月16日	沼田市	リンゴ園で作業中, 重傷

されたクマの胃内容から、同肉片のDNAが検出された事例もあり、今後の知見の蓄積が求められる事案となった。

### 土地利用と目撃情報

クマの有害捕獲の多い地域内において、その土地利用状況を詳細に調査した結果、たとえば、捕獲が多い沼田市佐山町では、山林、放棄桑園、果樹園（一部放棄果樹園）、人家が混在するエリアが多く、6月中旬から放棄桑園周辺でのクマの目撃情報があり、8月から12月の冬眠に入る時期まで、果樹園周辺で断続的にクマが目撃されていたことが明らかとなった。また、市街地の中心にある沼田公園（沼田市）周辺での親子グマの捕獲、またこれまで目撃情報のなかった多野郡吉井町長根地区で捕獲されるなど、クマの行動に変化が認められた。

クマは、数年から10年に一度程度の頻度で、人里への出没が増加するといわれている。エサ（資源量）の増減に対応した移動が発生し、とくに堅果類などの凶作年には広い範囲を動き回ることが報告されている（楠田・巖佐、2002）平成18年度における、クマの市街地などへの大量出没と、堅果類の凶作との関連性については、出没量が増加した地域における土地利用とあわせて検討する必要がある。

### 今後の課題

群馬県では、任意計画において、クマの保護管理の方向性を定めている。個体数の管理については、捕獲数の

上限を越後・三国地域個体群で90頭、関東山地地域個体群で5としており、狩猟者に対してクマの狩猟自粛を求める等の対策を行っているが、捕獲上限頭数を毎年超えている。

特に平成18年度のように、人家周辺での目撃や農林業被害の防止のための捕獲が多発する事への対応が、早急な課題として求められている。適切な対策を実施するためには、クマの生息環境の整備といった長期的な対策のみではなく、誘因物となる果樹園や、放棄桑園等への対応など、短期、中期的対策が不可欠である。また、クマとの出会いがしらの事故を防ぐために、道路や耕作地に接する山林の手入れや、山林に接した果樹園がクマの餌場として利用されないための防除対策として、恒常柵の設置などが必要となるだろう。

こうした土地利用も含めた被害対策を行うためには、近年活用が進むGIS（地理情報システム）などを積極的に活用した被害分析と捕獲状況の分析を進め、低コストで効果的な対策を講ずることが、保護管理を推進するための対策となる。また、これらの対策を確実に実施するためには、地域における同意形成が保護管理上重要なポイントとなる。そのためにも、視覚化された情報の整理と実施した対策の効果を実感できる評価方法を、計画段階から導入し、効果の検証を進めることが求められる。

また、捕獲頭数とエサの豊凶の相関が多く文献で示されていることから、クマのエサとなる堅果類調査を進め、出没の予測をできるよう整備することも、新たな取り組みとして求められる。

### 謝辞

本データの収集にご協力頂いた関係者に感謝致します。

### 引用文献

- 環境省（2002）：改訂・日本の絶滅のおそれのある野生生物（レッドデータブック）、（財）自然環境研究センター
- 楠田哲也・巖佐庸（2002）：生態系とシミュレーション、pp.109, 朝倉書店
- 群馬県環境・森林局自然環境課（2000）：群馬県ツキノワグマ保護管理計画（任意）
- （財）自然環境研究センター（1999）：群馬県ツキノワグマ生息状況調査報告書